

4月から介護予防。

日常生活支援総合事業が 始まります

<事業概要>

○介護予防・生活支援サービス事業

(対象) 要支援1・2及び事業対象者(介護予防アンケートの結果により生活機能の低下がみられた方)

種類	内容
訪問型サービス	ホームヘルパーによる身体介護や掃除・洗濯などの生活援助
通所型サービス	通所介護事業所などで食事、入浴などの生活支援
元気アップ教室	通所介護施設で運動指導、口の体操などの介護予防教室 1回300円(介護保険負担割合2割の人は、600円)

○一般介護予防事業

(対象) 65歳以上の方

種類	内容
水中ウォーキング教室	プールの中を歩く運動で、生活習慣病予防にもなります。 1クール(10回) 3,000円
水中運動教室	水中運動や水中歩行など 1クール(16回) 4,800円
3B体操	ボール・ベル・ベルターなどを使って音楽にあわせて体を動かす運動(無料)

団塊の世代が75歳を迎える2025年に向け、高齢者の多様なニーズを地域全体で支えることを目的として、平成27年4月に介護保険制度が改正されました。

この改正に伴い町では「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)を平成28年4月から開始します。

これまで要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部(訪問介護と通所介護)がこの事業に移行します。

サービス利用の手続きの一部を簡素化します。

介護予防アンケートに回答し、該当することで要支援認定を受けずにサービスを利用できるようになります。

※要介護・要支援認定申請の相談・受付は、福祉介護課のみで行います。

現在、要支援認定のある方は？

事業の枠組みは変わりますが、大きな変更はありません。

現在サービスを利用している人は、認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。

サービスを利用するにはどうすればいいの？

福祉介護課にご相談ください。

◆問い合わせ先

福祉介護課

☎0859-54-5207

ひとり親家庭児童 小・中学校入学支度金

本町ではひとり親家庭の児童の福祉向上を図るため、同親家庭の新入学児童について1人あたり一百万円の入学支度金を支給します。

【対象者】 大山町に住所のあるひとり親家庭(母子・父子家庭)の児童が新しく小学校・中学校に入学する家庭で養育者の前々年(平成26年)分の所得税が非課税の方(生活保護世帯は除く)

【申請に必要なもの】 印鑑、振込口座の分かるもの、および児童扶養手当証書(支給停止通知でも可)または、ひとり親家庭の特別医療費受給資格証等ひとり親家庭であることがわかるもの

※左記証明書をお持ちでない方は、あらかじめ証明についてお問い合わせください。

【申請期間】

4月1日(金)～20日(水)

◆問い合わせ先 福祉介護課

☎0859-54-5207